宮崎県機械技術センター指定管理者募集要領

令和5年7月 宮 崎 県

一 目 次 一

ı	拍正官理	白劵	果り) 日 I	ዘ _ነ ገ	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ı
2	宮崎県機	械技	術七	ン	タ -	— <i>О</i> .	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	指定管理	者が	行う	業	務(の匍	囲	•		•		•		•	•		•	•			•	•				2
4	指定管理	者が	行う	管:	理(の基	準	•		•		•		•	•		•	•			•	•				3
5	指定管理	者の	指定]期	間		•			•		•			•		•	•				•		•		5
6	申請者の	資格	要件	等			•			•		•			•		•					•		•		5
7	申請の手	続き		•			•			•		•		•	•		•	•			•	•				6
8	指定管理	候補	者の	選:	定		•			•		•			•		•					•		•		7
9	経理に関	する	事項	į.			•	•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•			9
10	リスク管	理、	責任	分:	担		•			•		•			•		•					•		•	1	0
11	募集要領	の配	布期	間	Ę	見地	說	明	会	等		•			•		•					•		•	1	0
12	指定管理	者の	指定	及	び†	劦埞	三の	締	結	•		•			•		•					•		•	1	1
13	指定管理	者の	履行	責	任(こ関	す	る	事	項		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		1	2
14	管理運営	状況	の把	握	等(こ関	す	る	事	項		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		1	2
15	事業の継	続が	困難	訓に	な・	った	: 場	合	に	お	け	る	措	置	に	関	す	る	事	項	•	•	•		1	2
16	業務の引	継ぎ					•			•		•			•		•	•				•		•	1	3
17	問い合わ	せ先					•			•		•			•		•	•				•		•	1	3
18	別表及び	様式					•			•		•			•		•	•				•		•	1	3
	別表 1	提出	書類	[—	覧		•			•		•			•		•	•				•		•	1	5
	別表 2	審査	基準	•			•			•		•		•	•		•	•			•	•			1	6
	別表 3	リス	ク管	理	• j	責日	分	担	表	•		•			•		•	•				•		•	1	8
	別紙様式	1	指定	管:	理	者指	定	申	請	書		•			•		•	•				•		•	1	9
	別紙様式	2	事業	計i	画	書・	•			•		•			•		•					•		•	2	0
	別紙様式	3	収支	計i	画	書・	•	•	•	•		•		•	•		•	•			•	•		•	2	4
	別紙様式	4	団体	の	概	要及	てび	業	務	内	容	•	実	績	等		•	•			•	•			2	6
	別紙様式	5	役員	(の)	氏	名•	住	所	等	_	覧	表	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		2	7
	別紙様式	6	個人	、住	民和	锐σ	特	別	徴	収	実	施	確	認		開	始	誓	約	書		•	•		2	8
	別紙様式	7	誓約	書			•	•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		2	9
	別紙様式	8	グル	,—	プオ	構成	团	体	_	覧	表	•	•	•			•	•	•	•		•	•		3	0
	別紙様式	9	グル	<i>,</i> —	プル	芯募	届							•											3	1
	別紙様式	10	グノ	レー	゚゚゚゚	協足	官書	┋•			•				•										3	2
	別紙様式	11	現均	也説	明	会氢	多加	申	込	.書	<u>.</u>				•										3	6
	別紙様式	12	質問	引票	-																				3	7

宮崎県機械技術センター指定管理者募集要領

1 指定管理者募集の目的

公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に「指定管理者制度」が導入されたところです。

これにより、宮崎県では、「宮崎県機械技術センター」の管理運営について、平成18年4月から同制度を導入しておりますが、令和5年度をもって今期の指定期間が満了するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の規定に基づき、第5期となる令和6年4月以降の指定管理者を募集します。

|2 宮崎県機械技術センターの概要

(1)名 称

宮崎県機械技術センター(以下「センター」という。)

(2) 所在地

宮崎県延岡市大武町39番地82

(3) 建築物 (敷地) の概要

供用開始 昭和54年4月

建築年度 本館:昭和53年度、別棟:昭和61年度

延床面積 809.38 m² (本館 540 m²、別棟 226.5 m²、その他 42.88 m²)

敷地面積 2,682.45 m² (延岡市有地)

(4) 施設の設置目的等

センターは、機械金属工業の振興を図るために設置したもので、県内企業を対象として、 機械設備の利用及び機械金属工業に係る知識及び技術の修得など各種支援を行う施設です。

(5) 施設利用状況

		技 術	支 援					
年度	技術指導	機械設備 取扱研修	技術講習会	技術相談	設備利用 (件)	依頼試験 (試料)	見学者 (人)	
	件	延人数	延人数	件	(117	(4.411)		
令和 元	262	47	79	406	286	194	126	
令和 2	341	12	77	352	352	981	19	
令和 3	312	18	146	362	382	1,056	47	
令和 4	285	31	130	362	387	1, 474	160	

(6) 運営体制

令和5年7月1日現在の人員 職員7名

(7) ホームページ

https://www.mmtc.or.jp/

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は、次のとおりであり、宮崎県機械技術センター管理規則(平成17年宮崎県規則第77号。以下「規則」という。)及び関係法令等に基づき、業務を行っていただくことになります。

- ア 機械設備の利用に関する業務
- イ 施設 (附属設備を含む。) 及び機械設備の維持及び保全に関する業務
 - 保安警備に関すること。
 - ② 清掃に関すること。
 - ③ 施設及び機械設備等の保守点検に関すること。
 - ④ 植栽管理に関すること。
 - ⑤ その他施設(附属設備を含む。)及び機械設備の維持及び保全に必要な業務に関すること。
- ウ 機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務
 - ① 技術相談及び技術指導に関すること。
 - ② センター機械設備の取扱研修に関すること。
 - ③ 技術講習会及び技術セミナーに関すること。
 - ④ 専門家等派遣による現場指導又は技術伝承に関すること。
 - ⑤ ものづくりに係る品質向上の指導に関すること。
 - ⑥ 試験研究及び共同研究に関すること。
 - ⑦ 技術情報の収集及び提供に関すること。
 - ⑧ 宮崎県工業技術センターとの連携に関すること。
 - ⑨ その他機械金属工業の振興を図るために必要な業務に関すること。
- エ 研究開発・新技術導入促進に関する業務
 - ① 宮崎県内の産学金労官で構成する「宮崎県イノベーション共創プラットフォーム」 と連携した、県内企業のものづくり技術の高度化と新事業・新技術の創出の支援に係 る事業の企画実施。
 - ② その他、産学金官連携による新事業創出に必要な業務に関すること。
- オ 材料試験及び検査測定に関する業務
- カ 使用料及び手数料の徴収に関する業務
- キ アからカまでの業務に付随する業務
 - ① 事業計画書、収支予算書の作成に関すること。
 - ② 事業報告書の作成に関すること。
 - ③ 宮崎県等関係機関との連絡調整に関すること。
 - ④ 指定管理期間終了に当たっての引継業務に関すること。
 - ⑤ その他知事が必要と認める業務に関すること。

(2) 指定管理者による自主事業について

自主事業は、指定管理者が、県に代わってセンターを管理するという地位を利用して実施するものであり、指定管理者のみに認められているものです。指定管理者は、センターの設置目的等を踏まえた上で、利用者サービスの向上に寄与する内容の自主事業を、自らの創意工夫により発案し、実施することができるものとします。

なお、自主事業を実施する場合の留意事項は次のとおりです。

ア 実施にあたっては、事業の目的、内容等を記載した実施計画書等により、あらかじめ

県の承認を受けること。

- イ 県の承認後であっても、実際の事業内容が公の施設の設置目的等に反する場合は、県 は指定管理者に対し事業内容の改善を求めることができるものとし、それでもなお改善 が認められない場合は、承認を取り消すことができるものとする。
- ウ 自主事業は、指定管理者が自らの責任と財源に基づき自主的に実施するものである。このため、収支を指定管理料とは明確に区分しておかなければならない。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者が行う業務に関しては、この募集要領によるほか、別添の業務仕様書による ものとします。
- イ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、管理に関する業務の一部について、専門の事業者に委託することができます。

4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次の基準に従い、センターの管理業務を実施するものとします。なお、管理 基準の細目は、指定管理者と締結する協定で定めます。

(1) 開館時間

ア センターの開館時間については、午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、 開館時間以外のセンター機械設備の利用について規則第4条に規定する利用の許可申請があっ た場合は、同第6条の規定に基づき許可しない場合を除き、指定管理者は、機械設備の利用及び これに付随する業務を行うものとします。

イ アの規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を 得て、臨時にアに定める開館時間を変更することができます。

(2) 休館日

- ア センターの休館日については、次のとおりとします。ただし、休館日のセンター機械設備の 利用について規則第4条に規定する利用の許可申請があった場合は、同第6条の規定に基づき 許可しない場合を除き、指定管理者は、機械設備の利用及びこれに付随する業務を行うものとし ます。
 - ① 十曜日及び日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- イ アの規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を 得て、臨時に、アに掲げる日を休館日とせず、又はアに掲げる日以外の日を休館日とすることが できます。

(3) 設備の利用制限に関する事項

- ア 指定管理者は、設備を利用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、設備利用の許可 はできません。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - ② センターの施設及び機械設備をき損するおそれがあると認められるとき。
 - ③ その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- イ 指定管理者は、設備利用者が次のいずれかに該当するときは、その者に利用の許可を取り消し、 又は利用の中止を命じて下さい。

- ① センターの施設又は機械設備をき損し、又はそのおそれがある行為をするとき。
- ② 利用許可を受けた機械設備を目的以外に利用したとき。
- ③ その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(4) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たっては、以下の法令等を遵守する必要があります。

- ア 宮崎県公の施設に関する条例、宮崎県機械技術センター管理規則、その他施設の管理運営に関係する県の条例、規則及び諸規程
- イ 地方自治法、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)等の行政関係法令
- ウ 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)等の労働関係法令
- エ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)、水道 法(昭和 32 年法律第 177 号)その他施設・設備の維持管理、保守点検等に関する法令
- 才 宮崎県行政手続条例(平成7年宮崎県条例第29号)

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、宮崎県行政手続条 例が適用されるので留意すること。

- カ 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、宮崎県情報公開条例(平成 11 年宮崎県条例第 36 号)その他情報公開に関する法令
- キ 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。

ク その他関係法令

(5) サービスの向上

利用者に対しては適切なサービスの提供を行うとともに、サービス向上や利便性の確保を常に図る必要があります。特に、機械金属工業の振興に資するための取組を積極的に行う必要があります。

(6) センターの施設及び機械設備等の適正管理

業務の実施に当たっては、センターの施設及び機械設備等の維持管理を適切に行う必要があります。

(7) 個人情報の保護

施設の管理業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たり、個人情報の保護に関する法律のほか別途協定書で定める個人情報取扱特記事項を遵守する必要があります。

(8) 守秘義務の遵守

管理業務に関し知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはいけません。また、指定期間終了後の場合も同様の取扱いとします。

なお、管理業務の一部を第三者に委託等した場合、当該第三者に対しても同等の義務を負わさなければならないことに留意してください。

(9)情報公開への対応

宮崎県情報公開条例の趣旨にのっとり、指定管理者が保有する公の施設の管理に係る業務 について、情報の公開が推進されるよう努める必要があります。

(10) 公益通報制度への対応

宮崎県職員公益通報制度実施要綱の規定に基づき、指定管理者並びにその従事者もその通報をし、又はされる対象となります。

(11) 業務の包括的第三者委託の禁止

施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、宮崎県の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。

なお、委託し、請け負わせることができる第三者は、個人の場合は本人、団体の場合は役員又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者以外の者とします。

5 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときには、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

6 申請者の資格要件等

(1)申請資格

指定管理者の申請資格を有するものは、次のすべての要件を満たす法人その他の団体(以下「団体」という。)とします。個人での申請はできません。

- ア 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる 団体であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること
- ウ 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- エ 宮崎県から、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあっては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民 事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある 者にあっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受け ていること。
- カ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- キ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ク 国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 複数の団体での共同申請(グループ申請)

複数の団体での共同による申請(以下「グループ申請」という。)ができます。この場合は、次の事項に留意して下さい。

ア グループ名については適切な名称を設定し、代表となる団体又は代表者を定めてください。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

- イ 代表となる団体は(1)ア〜クの要件を、その他の構成団体は(1)イ〜クの要件を満たす必要があります。
- ウ 当該グループ申請の構成員は、別のグループ申請の構成員となり、又は単独で申請する ことはできません。
- エ グループ申請の場合は追加書類があります。グループを構成する理由・必要性やグループ内における業務分担等について明記してください。

(3) 申請資格の留意事項

申請のため新たに団体を設立する場合は、設立予定の団体で申請してください。申請時点で団体を設立していない、又は宮崎県内に事業所(事務所)を有していなくとも申請できるものとしますが、宮崎県議会における指定管理者の指定の議決までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書(法人以外の団体にあってはこれらに準ずる書類)を提出してください。

7 申請の手続き

申請する団体は、次に掲げる書類を提出してください。各書類の説明については、提出書類 一覧(**別表 1**)を参照してください。

(1)提出書類

- ア 指定管理者指定申請書(別紙様式1)
- イ 宮崎県機械技術センターの管理運営に関する事業計画書(別紙様式2)
- ウ 収支計画書(別紙様式3)
 - * 自主事業の実施を提案する場合は、様式3別添「自主事業についての収支計画書」 についても提出してください。
- エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- オ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(3か月以内に取得したもの)
- カ 法人以外の団体にあっては、代表者の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- キ 申請の日の属する事業年度の直近3事業年度における決算に関する書類(事業報告書、 損益計算書、貸借対照表及び財産目録。これらが無い場合は、これらに準ずる書類)
 - * 新たに設立する又は設立初年度の団体にあっては、収支予算書又はこれに類する書類に代えてください。
 - * 設立2年目の団体にあっては前事業年度に係る決算書類、3年目の団体にあっては前事業年度及び前々事業年度に係る決算書類を提出してください。
- ク 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類(別紙様式4)
- ケ 国税及び地方税に関する納税証明書(未納がないことの証明書)(過去1年分、提出日 において発行の日から3か月以内のもの)
 - * 新たに設立する団体及び設立初年度の団体にあっては、不要です。
- コ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類(別紙様式5)
- サ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別紙様式6)
- シ 誓約書(別紙様式7)

(グループ申請の場合の追加書類)

- ス グループ構成団体一覧表(別紙様式8)
- セ グループ応募届 (別紙様式9)
- ソ グループ協定書(別紙様式10)

注) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別紙様式6) については、申請書に添付がなければ申請を受け付けることはできませんが、その記載内容(実施状況等) については、二次審査における配点の対象外です。

(2)書類の提出部数

正本1部及び副本7部(副本は複写可)とします。

(3) 書類の受付期間及び時間

令和5年8月7日(月)から令和5年9月7日(木)までの平日午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 書類の提出方法及び場所

17 (問い合わせ先) に記載する場所まで郵送又は持参してください。

郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、令和5年9月7日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(5) 申請に当たっての留意事項

- ア 申請書類は、日本工業規格のA4サイズとします。ただし、官公署の発行する証明書 等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
- イ 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- ウ 提出後の提出書類の訂正及び差し替えは原則として認めません。また、必要に応じ、 追加資料の提出を求める場合があります。
- エ 提出書類は、原則として返却いたしません。
- オ 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- カ 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- キ 提出書類は、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報 又は団体の正当な利益を害する恐れのある情報等を除き、開示の対象になることがあります。
- ク 提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は指定管理者の選定の公表その他必要な場合は、一部又は全部を無償により、申請者の許諾無しで使用できるものと します。
- ケ 申請書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した 結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

8 指定管理候補者の選定

(1)審查・選定方法

ア 書類審査

申請書類により、6 (1)で示した資格要件の適合、その他の形式的要件について書類 審査を行います。審査結果については、速やかに、申請者(グループ申請の場合は代表者 のみ)全てに通知します。

イ 宮崎県機械技術センター指定管理候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)による審査 選定委員会は、以下の委員により構成します。

役職	氏名	所属・役職						
委員長	馬場 拓	一般社団法人宮崎県中小企業診断士協会 理事						
委員 羽生 宗浩		一般社団法人宮崎県工業会事業担当課長						
委 員	田辺 聖三	INOBECH協同組合 副理事長						
委員	西片 奈保子	国立大学法人宮崎大学 研究・産学地域連携推進機構産学官連携コーディネーター						
委員	白岩 寛之	独立行政法人国立高等専門学校機構 都城工業高等専門学校 機械工学科 教授						

選定委員会においては、書類審査を通過した申請者に対し、プレゼンテーションやヒアリングを実施し、8(2)~(3)に示す選定基準等に基づき審査します。審査の具体的な実施日時、場所、方法等については、別途申請者に通知します。

ウ 宮崎県機械技術センター指定管理候補者選定会議(以下「選定会議」という。)による確認 選定会議は、以下の委員により構成します。

役職	所属・役職						
議長	商工観光労働部長						
副議長	商工観光労働部次長						
委 員	商工政策課長						
委 員	企業振興課長						
委 員	人事課行政改革推進室長						

選定会議では、選定委員会の審査結果を、企業振興課において8(2)~(3)に示す選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかの確認を行います。

エ 指定管理候補者の選定、公表

知事の決裁により、指定管理候補者を選定します。

結果については、指定管理候補者選定後速やかに、選定委員会に参加した申請者 (グループ申請の場合は代表者のみ)全てに通知します。

また、県ホームページにおいても、申請者名や審査結果等の概要を公表します。

なお、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、申請者ごとの得点状況、 審査概要等について開示する場合があります。

(2) 選定基準及び審査項目

選定基準は以下のとおりであり、審査項目及び配点は別表2のとおりです。

- ① 住民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容等が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④ 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- ⑤ 事業計画書の内容等が、地域への貢献等に配慮したものであること。

(3) 最低基準点の設定

指定管理候補者として選定されるための最低基準点を、以下のとおり設定します。

○ 選定委員会 : 全委員の合計点数の100分の60以上の得点を得ること

○ 選定会議 : 施設所管課が選定基準等に基づき行う評価において、100分の

60以上の得点を得ること

これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、候補者として 選定されません。

この場合、以下のいずれかの方法により改めて候補者を選定することとします。

- 再公募を行う。
- ・ 申請者から改めて事業計画書を提出していただき、それに基づき審査・選定する。
- 最高得点の申請者を、事業計画内容の改善を条件に選定する。

(4) 選定対象の除外等

申請者が次のいずれかに該当するときは、指定管理候補者の選定の対象から除外します。 また、指定管理者の指定後に次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、 指定の取消しを行います。

- ア 複数の事業計画書を提出したとき。
- イ 選定委員会の委員、当該事務に関係する県職員に個別に接触したとき。
- ウ 申請書類等の記載内容に虚偽又は不正があったとき。
- エ 県が支払う指定管理料について、県が示す基準価格を超える提示をしたとき。
- オ 書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合及び選定委員会による審査に参加しなかった場合
- カ その他、募集・選定等に当たり不正な行為があったと県が認めたとき。

9 経理に関する事項

(1)管理に要する経費

機械技術センターの管理に要する経費は、県から支払う指定管理料により賄うこととします。

ア 指定管理料

以下に定める基準価格の範囲内で、申請者から各年度の金額の提案を求めます。 なお、指定管理料の具体額は、提案された金額に基づき、指定管理者と県が協議の上、 協定書の中で定めます。

基準価格 年額 68,761,000円(消費税及び地方消費税を含む。) 総額(5年間)343,805,000円(同上)

<参考>

宮崎県機械技術センターの、令和元年度から3年度までの収支実績については、県ホームページに公表しています(以下のURLのとおり)ので、参考にしてください。

- 指定管理者制度導入施設の令和<u>3</u>年度管理運営状況 https://www.pref.miyazaki.lg.jp/jinji-gyoseikaikaku/kense/gyose/20220824090850.html
- 指定管理者制度導入施設の令和<u>2</u>年度管理運営状況 https://www.pref.miyazaki.lg.jp/jinji-gyoseikaikaku/kense/gyose/20211011163713.html
- 指定管理者制度導入施設の令和<u>元</u>年度管理運営状況 https://www.pref.miyazaki.lg.jp/jinji-gyoseikaikaku/kense/gyose/20200715154808.html

(2)区分会計の独立と管理口座

施設管理に関する会計について、指定管理者は、自身の法人等、自主事業等の他の会計と

区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくこと になります。

(3) 公租公課、保険

ア 公和公課

指定管理者は、法人税や事業所税などが課税される場合があります。申請者は、必要 に応じて、管轄の市町村、税務署等の関係機関にお問い合わせください。

イ保険

県所有の施設に係る火災保険の経費は、宮崎県の負担とします。

なお、指定管理者には、以下に示す指定管理者の帰責事由に基づく賠償に必要な保険 の経費を負担していただきます。

• 施設損害賠償責任保険、外部技術指導員傷害保険、労働災害総合保険

10 リスク管理、責任分担

業務管理に関するリスク管理・責任分担については、原則として**別表3**のとおりとします。 なお、細部については、県と指定管理者が締結する協定で定めます。

11 募集要領の配布期間、現地説明会等

(1)募集要領の配布

ア 配布期間

令和5年7月6日(木)から令和5年9月7日(木)までの平日

イ 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ配布場所

宮崎県商工観光労働部企業振興課(宮崎県庁8号館4階)

宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話:0985-26-7114 FAX:0985-32-4457

エ 募集に関する情報は、県のホームページ(以下のURL)からダウンロードすることも 可能です。

(https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kigyoshinko/shigoto/shokogyo/20230626093828.html)

(2) 現地説明会

次のとおり説明会を開催しますので、参加希望者は、団体の名称及び参加する方の氏名を 事前に連絡してください。

- ア 日時 令和5年7月21日(金) 午後2時から2時間程度
- イ 場所 宮崎県機械技術センター研修室(延岡市大武町39番地82)
- ウ 内容 募集要領及び仕様書の説明、施設見学
- 工 申込方法等

令和5年7月20日(木)正午までに、別添の現地説明会参加申込書(**別紙様式 11**)を持参、郵送、電子メール又はFAXで宮崎県商工観光労働部企業振興課へ提出してください。口頭又は電話による申し込みは受け付けません。

(3) 資料の閲覧

ア 閲覧資料

- ① 機械技術センター本館新築工事図面(建築工事、電気工事、管工事)
- ② 機械技術センター別棟新築工事図面 (建築工事、電気工事、管工事)

イ 閲覧期間

令和5年7月6日(木)から令和5年9月7日(木)までの平日(ただし、現地説明会の日を除く。)

ウ閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

工 閲覧場所

宮崎県商工観光労働部企業振興課

宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁8号館4階

(4)募集要領等に対する質問

募集要領等に対する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期限 令和5年8月4日(金)午後5時15分まで

イ 受付方法

別添の質問票(別紙様式 12)を持参、郵送、電子メール又はFAXで宮崎県商工観光 労働部企業振興課まで提出してください。電話、口頭での質問は受け付けません。

ウ 質問に対する回答

質問者及び現地説明会参加者全員に、FAX又は電子メールにより、随時回答します(質問・回答内容は、県ホームページにより公表します。)。

12 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、宮崎県議会の議決を経て、指定管理者として指定し、その旨を告示する予定です。

なお、正式に指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理候補者に事故がある場合等は、 選定されなかった申請者のうちから指定管理候補者を選定する場合があります。

(2)協定の締結

指定管理者の指定の後、県と指定管理者は双方協議の上で、指定管理業務に関し、指定期間中の基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとの「年度協定」を締結します。

また、協定に定める事項について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項については、県と指定管理者が協議の上定めることとします。

基本協定の主な内容は、以下のとおりです。

- ア 指定管理者が行う業務の範囲の詳細に関する事項
- イ 指定管理者が行う管理の基準の詳細に関する事項
- ウ 県が支払う指定管理料に関する事項
- エ リスク管理、責任分担の詳細に関する事項
- オ 連絡体制、随時の報告、実地調査、利用者満足度調査、事業報告等に関する事項
- カ 指定の取消し等に関する事項
- キ 個人情報の保護、情報公開に関する事項
- ク 協定の変更に関する事項
- ケ 業務の実施に当たっての留意事項
- コ 指定期間満了時の引継ぎに関する事項
- サ その他施設の管理運営に必要な事項

(3) 留意事項

- ア 指定管理者が指定後、協定の締結までの間に次に示す事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ① 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
 - ② 財務状況の悪化等により指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
 - ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- イ 諸手続において了承が得られなかった場合、事前に準備のため団体が支出した費用等に ついては、一切補償しません。
- ウ 指定管理料に剰余金が生じた場合、必ずしも県に返還する必要はありません。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合は、 速やかに県に報告しなければなりません。
- (3) 上記(1) 及び(2) に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めます。

|14 || 管理運営状況の把握等に関する事項

県は、施設の適正な管理運営の確保等に努めるため、指定管理者に対し定期的に業務の実施 状況や施設利用・収支状況等の報告を求めるとともに、実地調査を行うなど施設の管理運営状 況の十分な把握に努めることとします。

なお、各施設の管理運営状況(施設利用・収支状況等)は、県ホームページで毎年公表しています。

また、指定管理者は、県民サービスの向上に資するために、意見箱の設置、アンケートの実施等により利用者の満足度や意見・苦情等を把握し、その結果を業務改善の反映に積極的に取り入れるよう努めるものとします。

県では、指定管理者の業務が、管理の基準等を満たしていないと判断した場合、指定管理者に対し、必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

※ 指定管理者が行う管理業務に係る出納関連事務については、「県監査委員監査」「包括外部監査」など、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項及び第252条の42第1項の規定により、監査の対象となることがあります。

|15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができるものとします。

指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。
- (3)上記(1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 天災、事故等の不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、県と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。
- (5) 上記(1) から(4) までに規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置 については、協定で定めます。

16 業務の引継ぎ

(1)協定締結前の引継ぎ

指定管理者として選定された団体は、令和6年4月1日から指定管理業務を円滑に行えるよう、現在の指定管理者からの事務引継及び各業務の修得を行うものとします。また、指定期間開始前の申込みがあった令和6年4月1日以降の施設の利用については、原則として現在の指定管理者から引継ぐものとします。

なお、指定管理業務を開始する令和6年4月1日より前に事務引継等に要した費用は、全 て、新たに指定管理者として選定された団体の負担とします。

(2) 指定期間終了後に当たっての引継ぎ

指定期間が満了したとき(継続して指定管理者に指定された場合を除く。)又は指定が取り消されたときは、センターを原状回復して県に施設、機械設備及び管理に必要なデータ等を引き渡していただくとともに、次期指定管理者又は県に対する事務引継を十分に行っていただきます。

ただし、原状回復について県の承認を得たときは、この限りではありません。

17 問い合わせ先

宮崎県商工観光労働部企業振興課(宮崎県庁8号館4階)

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電 話:0985-26-7114 FAX:0985-32-4457

電子メール: kigyoshinko@pref. miyazaki. lg. jp

|18 別表及び様式

- (1) 提出書類一覧(別表1)
- (2) 宮崎県機械技術センター指定管理者審査基準 (別表2)
- (3) リスク管理・責任分担表(別表3)
- (4) 指定管理者指定申請書(別紙様式1)
- (5) 宮崎県機械技術センターの管理運営に関する事業計画書(別紙様式2)
- (6) 収支計画書(別紙様式3)

※自主事業の実施を提案する場合、様式3別添「自主事業についての収支計画書」も提出。

(7)団体の概要及び業務内容、実績等(別紙様式4)

- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類(別紙様式5)
- (9) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別紙様式6)
- (10) 誓約書 (別紙様式7)
- (11) グループ構成団体一覧表 (別紙様式8) ※グループ申請の場合の追加書類
- (12) グループ応募届(様式様式9) ※グループ申請の場合の追加書類
- (13) グループ協定書 (別紙様式10) ※グループ申請の場合の追加書類
- (14) 宮崎県機械技術センター指定管理者現地説明会参加申込書(別紙様式11)
- (15) 宮崎県機械技術センター指定管理者募集要領及び仕様書等に対する質問票 (別紙様式 12)

提出書類一覧

番号	書 類 名	備考
1	指定管理者指定申請書	別紙様式1 (規則様式第5号)
2	宮崎県機械技術センターの管理運営に関する事業 計画書	別紙様式 2
3	収支計画書	別紙様式3 ※ 自主事業の実施を提案する場合、様式 3別添「自主事業についての収支計画 書」も提出。
4	定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類	
5	法人にあっては、法人の登記事項証明書(3か月以内に取得したもの)	法人以外の団体にあっては、代表者の氏 名、生年月日及び住所を記載した書類
6	申請の日の属する事業年度の直近3事業年度にお ける決算に関する書類	事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財 産目録(又はこれらに準ずる書類)
7	団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類	別紙様式4
8	国税及び地方税に関する納税証明書(未納がない ことの証明書)	・税務署長が発行する納税証明書 ・宮崎県及び主たる事業所所在地の県税・ 総務事務所長等が発行する納税証明書 (過去1年分、提出日において発行の日から3か 月以内のもの)
9	役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類	別紙様式 5
10	個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書	別紙様式 6
11	誓約書	別紙様式 7
(ク	ブループ申請の場合の追加書類)	
12	グループ構成団体一覧表	別紙様式8
13	グループ応募届	別紙様式 9
14	グループ協定書	別紙様式 10

⁽注)提出部数は、それぞれ正本1部、副本(写し)7部です。

宮崎県機械技術センター指定管理者審査基準

No.	選定基準	審査項目	内 容	配点
1	住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針並びに県が示	・利用者の平等な利用の確保の考え方は適切か。	
		した管理の基準に対する理解及び対応	・施設の管理運営方針を策定しているか。	15
			・県が示した管理の基準を理解しているか。	
2	公の施設の効用を最大限	次の業務に関する提案内容	・施設の設置目的を理解しているか。	
	に発揮する事業計画	(1) 設備の利用に関する業務	・施設の機能や設備を十分に活用した内容となっているか。	
		(2) 機械金属工業に係る知識及び	・機械金属工業の課題やニーズを認識し、当該課題やニーズへの対応を踏まえた提案	
		技術の修得に関する業務	となっているか。	
		(3) 材料試験及び検査測定に関する業務	(1)の業務に関する提案内容は適切か。	
		(4) 研究開発・新技術導入促進に	(2)の業務に関する提案内容は適切か。	
		関する業務	(3)の業務に関する提案内容は適切か。	
			(4)の業務に関する提案内容は適切か。	
		指定管理者の業務に対する意欲	・業務に対する意欲が現れているか。	
		利用者サービスの向上に関する提案	・サービスの向上・利便性の確保のための取組内容は適切か。	
			・利用時間の設定の考え方は適正か。	
			・業務の評価、内容の充実・改善のための方策は適切か。	35
		施設目的・事業内容の周知及び利用者増へ	・施設目的及び事業内容の周知に関する取組内容は適切か。	
		の取組に関する提案	・利用者増のための取組内容は適切か。	
			・目標値の設定は適正か。	
			・目標値の実現可能性はあるか。	
		施設等の維持管理の適格性	・施設及び設備の維持及び保全に関する考え方に問題はないか。	
			・外部委託等は効率的に計画されているか。また、外部委託先の選定方法は適切か。	
		利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営	・利用者の満足度把握に関する取組内容は適切か。	
		改善への反映	・利用者からの苦情・要望に対しての対応方策や運営改善への反映に関する考え方は適切か。	
		その他 (施設の効用の発揮に対する提案等)	・仕様書に示した事業以外で、施設の効用(機械金属工業の振興等)を発揮するため	
			の提案がされているか。	
			・提案内容は施設の効用を発揮できるものか。また、実現可能性はあるか。	

No.	選定基準	審査項目	内容	配点
3	経費の縮減等	指定期間内に県が支払う委託料の提案額	・提案価格の得点	3
		業務遂行のための適切な経費の積算	・人件費の積算は適切か。人件費が過度に抑制されていないか。	3
		管理業務の効率化と経費の縮減に関する	・経費縮減や業務効率化に関する考え方は適切か。利益を追求するものになっていな	
		考え方・提案	られない。	4
			・経費縮減や業務効率化に関する提案内容は適切か。収支計画が事業内容と比べ過大	4
			又は過小ではないか。	
4	事業計画を着実に実施	必要な体制の確保(適正な組織、人員配置、	・職員体制は十分か。	
	するための管理運営能力	責任体制)	・配置する職員は、十分な能力を有しているか。	
			・職員の確保方策は適切か。	
			・管理責任者(所長)が行う業務管理や職員管理に関する考え方は適切か。	
		職員の能力育成(研修体制)	・職員の能力育成のための方策は適切か。	
		継続的に安定した運営が可能な財政的基盤	・財務状況は健全か。	
		事業計画及び収支計画の具体性、実現可能	・リスク管理の対応策は適切か。	35
		性	・収支の積算と事業計画の整合性は図られているか。	35
		個人情報保護への対応	・個人情報の保護、情報管理に関する考え方は適切か。	
		情報公開への対応	・情報公開に関する考え方は適切か。	
		安全管理、危機管理への対応	・災害や事故防止への取組、緊急時の対応は万全か。	
		その他(継続性・安定性に関する提案等)	・類似事業を良好に遂行した実績はあるか。	
			・本業の経営基盤は安定しているか。	
			・令和6年4月1日から業務を開始するに十分な計画となっているか。	
5	地域への貢献等	環境保全への対応	・環境保全に関する取組内容は適切か。	
		地域経済への配慮	・地域経済への配慮に関する考え方は適切か。	5
		障がい者及び高齢者等の就労支援への	・障がい者や女性・高齢者等の就労等への対応に関する考え方は適切か。	ן ט
		対応		

リスク管理・責任分担表

項目	内 容 等	県	指定管理者	
	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		0	
1 施設、設備、備品、	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの(1件当たりの修繕費用が 300 千円未満のもの)		0	
資料等の損傷など	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの(1件当たりの修繕費用が 300 千円以上のもの)	協議事	項(※)	
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	0		
2 管理、運営に係る事故等による第三者への	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		0	
成寺による第三省への 損害賠償 	施設の設置に関する瑕疵によるもの	0		
	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑 り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は 人為的な現象)に起因する施設修繕	0		
3 不可抗力への対応	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務 以外に発生した業務に係るもの(感染症等の影響 による収入減、事業中断等による経費増を含む)	Δ		
4 物価変動、金利変 動、税制の変更による管 理運営経費の増			0	
5 法制度の改正、行政 的理由による事業内容 の変更等による運営経 費の増	法制度の改正、行政的理由から、管理、運営の 継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更 を余儀なくされた場合の経費増など	0		
6 事業終了時の対応	指定期間が終了した場合、又は指定期間中途 で指定取消を受けた場合における撤収・施設等の 原状回復・引継に要する費用		0	

⁽注)△は別途、県との協議が必要。

上記を原則とするが、指定管理者が負担する事項について、県が特別の事情があると認めた場合については、その一部を免除することができることとする。

(※)施設、設備、備品、資料等の損傷等のうち、第三者の行為、経年劣化等による損傷等に係る修繕費用の合計額が、各年度2,629千円を超える場合で、かつ、1件当たりの修繕費用が300千円以上のものについては、原則として県が負担する。

別紙様式1

(規則様式第5号(第11条関係))

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地 申請者 団体名 代表者氏名

宮崎県機械技術センターの指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に関する条例 第10条の2第1項の規定により申請します。

(添付資料)

- 1 宮崎県機械技術センターの管理運営に関する事業計画書
- 2 収支計画書
- 3 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- 4 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(3か月以内に取得したもの)
- 5 法人以外の団体にあっては、代表者の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 6 申請の日の属する事業年度の直近3事業年度における決算に関する書類(事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録。これらが無い場合は、これらに準ずる書類)
- 7 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- 8 国税及び地方税に関する納税証明書(未納がないことの証明書)(過去1年分、 提出日において発行の日から3か月以内のもの)
- 9 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 10 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書
- 11 誓約書

(グループ申請の場合の追加書類)

- 12 グループ構成団体一覧表
- 13 グループ応募届
- 14 グループ協定書

団体の名称	
-------	--

宮崎県機械技術センターの管理運営に関する事業計画書

(記載上の注意)

※ 用紙はA4版縦として、100ページ以内で以下の内容を記載してください。書式は自由とし、 必要であれば、図表も添付可とします。事業計画書の項目は、指定管理者の申請に当たり最低盛り 込むべきものを示しており、申請者が必要に応じて追加しても構いません。

I 住民の平等な利用を確保するための考え方

宮崎県機械技術センターは、機械金属工業の振興を図るために設置したもので、県内企業を対象として、機械設備の利用及び機械金属工業に関する知識及び技術の習得など各種支援を行う施設です。 この設置目的等を踏まえて、管理運営を行う上での基本的な考え方について、下記事項を含めて記載してください。

- (1) 利用者の平等な利用の確保の考え方
- (2) 機械技術センターを管理運営するに当たっての方針
- (3) 県が示した管理の基準に対する考え方

Ⅱ 施設の効用を最大限に発揮するための事業計画

1 宮崎県機械技術センターの管理運営に関する業務は、宮崎県機械技術センター管理規則、宮崎県機械技術センター指定管理者募集要領及び宮崎県機械技術センター業務仕様書に基づき、実施することになりますが、次に掲げる業務について、施設の効用を最大限に発揮するための実施計画を具体的に記載してください。

なお、機械金属工業の課題やニーズをどのように考え、また、その課題やニーズに対し、どのように対応するかを含め記載してください。

- (1)機械設備の利用に関する業務
- (2)機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務
 - ア 技術相談及び技術指導に関する業務
 - イ センター機械設備の取扱研修に関する業務
 - ウ 技術講習会及び技術セミナーに関する業務
 - エ 専門家等派遣による現場指導又は技術伝承に関する業務
 - オ ものづくりに係る品質向上の指導に関すること
 - カ 試験研究及び共同研究に関する業務
 - キ 技術情報の収集及び提供に関する業務
 - ク 宮崎県工業技術センターとの連携に関する業務
 - ケ その他の業務

上記アからク以外の業務で、機械金属工業の振興に資する業務を実施する場合は、その内容等を示すこと。

(3) 研究開発・新技術導入促進に関する業務

ア 宮崎県内の産学金労官で構成する「宮崎県イノベーション共創プラットフォーム」と連携 した、県内企業のものづくり技術の高度化と新事業・新技術の創出の支援に関する事業の企 画実施

イ その他の業務

上記ア以外の業務で、産学金官連携による新事業創出に必要な業務を実施する場合は、その内容等を示すこと。

- (4) 材料試験及び検査測定に関する業務
- 2 機械技術センターの指定管理者業務に関する意欲・考え方を記載してください。
- 3 利用者サービスの向上・利便性の確保のため、どのような取組を行うか記載してください。 (利用時間の設定についての考え方、業務の評価、内容の充実・改善のための方策もあわせて記載してください)
- 4 目標値について記載してください。

		技術 支援										企業
年度	技術 指導	技術 相談		战設備 &研修		講習会及び デセミナー	専門家 派遣	ものづくり 品質向上	マッチング・支援	設備利用 (件)	依頼試験 (試料)	巡回訪問 (社)
	件	件	回	延人数	回	延人数	口	件	件			,
令和 6												
令和 7												
令和 8												
令和 9												
令和 10												

- 5 施設目的及び事業内容の周知及び利用者を増加させるため、また目標値を達成するためにどのよう な取組を行うか項目ごとに記載してください。
- 6 施設及び機械設備の維持及び保全に関する考え方を記載してください。また、外部に再委託する業務の 内容及び再委託先の選定方法についても記載してください。(施設等の維持管理の適格性)
- 7 利用者満足度の把握に関する取組や利用者からの苦情・要望に対しての解決方法や運営改善への反映に関する考え方について記載してください。

8 その他

上記1(2)アからクまで及び(3)ア以外で、施設の効用を発揮するための提案等があれば、その内容について記載してください。また、自主事業の実施を提案する場合は、具体的な内容について記載してください。

Ⅲ 経費の縮減等に対する考え方

1 指定管理期間内に県が支払う指定管理料の提案額

(単位:千円)

	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	合 計
提案額						

- 2 上記1の提案額における、人件費や事業費の積算の考え方について記載してください。
- 3 管理業務の効率化、効果的な管理運営、及び管理経費の縮減に関する基本的考え方や具体的な対応策について、記載してください。

IV 事業計画を着実に実施するための管理運営能力

1 管理運営組織 施設の管理運営に当たる組織図を記載してください。()書で人数も併記してください。

2 職員の職種等

組織図に記載された職員すべてについて、雇用関係(常勤職員、非常勤職員、臨時職員、パート職員等)、月勤務日数、担当する業務内容、保有する資格、これまでの職歴、年間の人件費見込(法定福利費等を含む一切のもの)を記載してください。

職 種(職名)	雇用関係	月勤務日 数	担当する 業務	保有する 資格	これまで の職歴	人件費 (千円)
(所	長)						
職員1()						
職員2()						
職員3()						
職員4()						
職員5()						
合	計						(A)

[※] 人件費の合計額(A)は収支計画書(様式3)の令和6年度人件費の合計額と一致させてください。

- 3 職員の確保方法、管理責任者(所長)が行う業務管理や職員管理に関する考え方について記載してく ださい。
- 4 職員の能力育成方策(担当職員の業務水準を維持、向上させる方策等)について記載してください。
- 5 貴団体の財務状況や健全性について記載してください。
- 6 県と指定管理者間のリスク分担に対する考え方、収支の積算と事業計画の整合性について記載して ください。
- 7 個人情報の保護、情報管理に関する考え方について記載してください。
- 8 情報公開に関する考え方について記載してください。
- 9 安全管理及び危機管理(災害や事故防止への取組、緊急時の対応方策等)について記載してください。
- 10 類似施設の管理運営を遂行した実績があれば、下記に記載してください。

施設名	所在地	業務活動又は事業活動内容	実施期間

11 令和6年4月から業務を円滑に行うための計画を記載してください。

V 地域への貢献等に対する考え方

- 1 施設の管理運営に当たり、環境保全に向けてどのような取組を行うか記載してください。
- 2 地元雇用など地域貢献、住民や関係団体や周辺施設との連携・交流など、地域経済への配慮に関する考え方を記載してください。
- 3 障がい者や女性・高齢者等の就労等の取組についての考え方を記載してください。

収支計画書

(単位:千円)

		費目	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	(単位: 1	
	指定	定管理料							
収	寄信	付金							
	雑乳	費							
入									
	収	入計 (A)							
		給料							
	人	職員手当							
	件	共済費							
	費	0000							
	消	 毛品費							
	印刷	礼製本費							
	光熱	熱水費							
支	委割	託料							
		用料・賃借料							
出	修約	善費							
	備。	品購入費							
	00	000							
	00	000							
	公和	租公課							
	支品	出計 (B)							
収	支き	É額(A-B)							

¹ 費目は例示ですので、適宜追加、修正してください。また、記入欄が不足する場合は、必要に応じ追加し作成してください。

- 2 各経費は消費税及び地方消費税込みの金額としてください。
- 3 積算内訳(根拠)は別紙(様式自由。ただし、A4サイズ縦長)に記載し添付してください。
- 4 自主事業の実施を提案する場合は、様式3別添「自主事業についての収支計画書」についても提出してください。

自主事業についての収支計画書

(単位:千円)

		費	目	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	单位:千円) 合計
	0				1 1 2	- 1 2	3 1 2		I
収	0	00							
HX	\circ	00)00						
入	0	00)00						
	収	入計	(A)						
		給料							
	人	職員	手当						
	件	共済	:費						
	費	00	000						
	消	耗品	費						
	印	刷製	本費						
支	光	熱水	費						
出	委	託料							
	使	用料	・賃借料						
	修	繕費							
	備」	品購	入費						
	0	000)						
	公	租公記	課						
	支	出計	(B)						
収	支差	<u></u> 差額	(A-B)						

¹ 費目は例示ですので、適宜追加、修正してください。また、記入欄が不足する場合は、必要に応じ 追加し作成してください。

² 各経費は消費税及び地方消費税込みの金額としてください。

団体の概要及び業務内容、実績等

						令和	年	月	日現在
団体の名称	尔								
団体の所名	E地	₹							
県内事務原	斤の名称								
県内事務所	の所在地	₹							
代表者の耶	戦・氏名	職	名			氏 名			
申請団体の								表団体 成団体	いずれかを選択し て下さい
設立年月日									
従業員数		団	体			県内事務所			
資本金(基本財産)									
業務概要									
主な業務実績									
	部署名					担当者名			
連絡先	電話					FAX			
	E-mail				1	1			

- 1 記入欄が不足する場合は、必要に応じ本様式に準じて追加し作成してください。
- 2 業務概要や主な業務実績については、当該内容が記載された団体のパンフレット等の添付に代えることもできます。
- 3 グループ申請の場合、構成団体ごとに作成してください。

役員の氏名・住所等一覧表

				令和	年	月	日現在
寸	体の名称						
	役 職	氏	名				
1	生年月日	性	別	男	•	女	
	現住所						
	役 職	氏	名				
2	生年月日	性	別	男	•	女	
	現住所						
	役 職	氏	名				
3	生年月日	性	別	男	•	女	
	現住所						
	役 職	氏	名				
4	生年月日	性	別	男	•	女	
	現住所						
	役 職	氏	名				
5	生年月日	性	別	男	•	女	
	現住所						
	役 職	氏	名				
6	生年月日	性	別	男	•	女	
	現住所						
	役 職	氏	名				
7	生年月日	性	別	男	•	女	
	現住所						
	役 職	氏	名				
8	生年月日	性	別	男	•	女	
	現住所						

- 1 記入欄が不足する場合は、必要に応じ本様式に準じて追加し作成してください。
- 2 グループ申請の場合、構成団体ごとに作成してください。
 - ※「氏名」にはフリガナを付けてください。

個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書

令和 年 月 日 所在地(住所) 法人名(屋号) 代表者氏名

チェック欄(次のいずれか該当する項目欄の□にチェック☑を入れてください。)

〈領収証書の写し添付〉

□ 当事業所は、現在 市 (町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください

添付する領収証書の写しがない場合等

〈特別徴収実施確認〉

□ 当事業所は、現在 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください

上記市町村の特別徴収義務者指定番号:

〈特別徴収義務がない場合〉

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。特別徴収すべき従業員等が生じた場合は、速やかに特別徴収を開始することを誓約します。

→ 確認印を受けてください

〈開始誓約〉

□ 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を 開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)宛てに送付してください。

→ 確認印を受けてください

- ・領収証書を添付する際は、裏面に6か月以内の領収証書の写しを添付してください。
- ・複数の市町村に従業員が居住している場合は、従業員が最も多く居住する市町村の領収証書の写しを貼付するか、確認印を受けてください.
- ・従業員が居住する全ての市町村の領収証書の貼付または確認印の押印の必要はありません。

〈開始誓約〉

□ 当事業所は、現在宮崎県内に事業所(支店又は営業所を含む。)がなく、かつ宮崎県内に居住する従業員がいません。宮崎県内に事業所を設置し、宮崎県内に居住する特別徴収すべき従業員等が生じた場合は、速やかに特別徴収を開始することを誓約します。

市(町・村)確認印

誓 約 書

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

(申請者) 所在地名 称代表者職氏名

私(申請者)は、宮崎県機械技術センターの指定管理者の公募に係る指定申請書及び添付書類の全ての記載事項について事実と相違ないこと、及び下記に示す指定管理者の申請者として必要な全ての資格要件を有していることを誓約します。

また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件(以下「資格要件等」という。)について疑義が生じた場合は、知事の指示に従って、資格要件等に関する書類を速やかに知事に提出すること、及び知事が、関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

(指定管理者応募者の資格要件)

- 1 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人 その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- 2 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 3 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- 4 県から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の 取消しを受けた事実がある者にあっては、当該処分の日から起算して2年を経過している者 であること。
- 5 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事 再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者に あっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けているこ と。
- 6 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 7 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- 8 国税及び地方税の滞納がないこと。

グループ構成団体一覧表

					令和	年	月	日現在
グループ名称								
	団体名							
ハキロサ	代表者	職名			氏 名			
代表団体	所在地							
	電話			FAX				
	団体名			1				
構成団体	代表者	職名			氏 名			
	所在地							
	電話			FAX				
	団体名							
排 代回 <i>体</i>	代表者	職名			氏 名			
構成団体	所在地							
	電 話			FAX				
構成団体	団体名							
	代表者	職名			氏 名			
	所在地		•		•			
	電話			FAX				

¹ グループ申請の場合のみ提出してください。

² 記入欄の過不足に関しては、必要に応じ追加、削除して作成してください。

グループ応募届

宮崎県機械技術センターの管理運営にあたりグループを結成し、以下に示す事項を 代表団体に委任します。

令和 年 月 日 グループの名称 グループ代表団体 (受任者) グループ構成団体 (委任者) 委任事項 ○指定管理者指定申請書類の作成及び提出、申請辞退届の提出 ○管理運営業務についての管理運営経費の請求及び受領 グループの成立時期 グループ申請の 理由・必要性 その他 ※過去にグループによる事業実績等があれば記入してください。

グループ応募の場合のみ提出してください。

宮崎県機械技術センター管理運営業務に関するグループ協定書

理者と	的) 、、、の○社は、宮崎県機械技術センターの指定 音募集にあたりグループを結成し、申請関係書類の作成、提出を行い、指定管 として宮崎県機械技術センター管理運営業務(以下「管理運営業務」という。) 同連帯して履行することを目的とする。
(名称	• /
第 △ 宋	グループの名称は、 (以下「グループ」という。)とする。
(事務	済所の所在地)
第3条	当グループは、事務所をに置く。
第4条 運営業 機械技	五の時期及び解散の時期) 当グループは、 年 月 日に成立し、指定管理者としての管理 養務の履行完了後解散する。ただし、宮崎県が当グループ以外のものを宮崎県 支術センターの指定管理者に指定したときは、その時点で解散する。 頁の解散の時期は、構成員○社の協議により、これを延長することができる。
(構成	以員の所在地及び名称)
第5条	当グループ構成員は、次のとおりとする。
所在地	<u>t</u>
	ては名称
代表者	新氏名
所在地	<u>t</u>
商号又	ては名称
代表者	育氏名
所在地	<u>拉</u>
商号又	ては名称

(代表者の名称)

代表者氏名

第6条 当グループは、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

- 第7条 当グループは、次に掲げる事項についての権限を有するものとする。
 - (1) 申請関係書類の作成及び提出
 - (2) 宮崎県との管理運営業務についての協定書の締結
 - (3) 管理運営業務についての管理運営経費の請求及び受領

(業務分担)

第8条 各構成員は、別記の業務分担表に基づき業務を分担する。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、管理運営業務の履行及び指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づきグループが負担する債務(県及び第三者に与えた損害の賠償義務を含む。)の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限等)

- 第10条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。
- 2 構成員は、指定管理業務のうち自己に割り当てられた業務の全部を第三者に委託 することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

- 第11条 構成員は、宮崎県及び構成員の承認がなければ、管理運営業務の履行を完 了する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち管理運営業務の履行を完了する日前において前項の規定により脱退 したものがある場合においては、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行する。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第12条 構成員のうちいずれかが管理運営業務の履行を完了する日前において破産 又は解散した場合においては、前条第2項を準用する。

(解散後の帰責事由に対する構成員の責任)

第13条 当グループが解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、 各 構成員は連帯して責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第14条 この協定書に定めのない事項については、構成員○社の協議により定める

ものとする。

令和 年 月 日

所在地 商号又は名称 代表者氏名

所在地 商号又は名称 代表者氏名

所在地 商号又は名称 代表者氏名

グループ構成団体業務分担表

団体名	業務分担	人員
【代表団体】	1 ○○の管理に関すること	名
○○株式会社	2 △△の運営に関すること	
【構成団体】	1 ○○の管理に関すること	名
○○株式会社	2 △△の運営に関すること	
【構成団体】	1 ○○の管理に関すること	名
○○株式会社	2 △△の運営に関すること	

宮崎県機械技術センター指定管理者現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

宮崎県商工観光労働部企業振興課長 殿

所在地申込者名 称代表者職氏名

宮崎県機械技術センター指定管理者現地説明会への参加を下記のとおり申し込みます。

記

1 参加者

役 職 名	氏 名

2 連絡先等

<u> </u>	
担当者職・氏名	
電話番号	
FAX	
E-mail	

様式 12

宮崎県機械技術センター指定管理者募集要領及び仕様書等に対する質問票

質問票提出日 令和 年 月 日

宮崎県商工観光労働部企業振興課宛

(FAX : 0985 - 32 - 4457)

(E-mail: kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp)

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

宮崎県機械技術センターの指定管理者の募集要領等について、以下のとおり質問します。

質問項目			
質問内容			

- 1 質問は、募集要領等のどの部分のものか、該当する箇所が分かるように記入してください。 (例 募集要領○ページの○○行目)
- 2 質問事項は、原則として1件につき1枚とします。
- ※ 質問受付期限 令和5年8月4日(金)午後5時15分まで

(連絡先)

(- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
部署名	
担当者名	
電 話	
F A X	
E-mail	